

- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

改正後	現行
<p>第12 痴呆対応型共同生活介護</p> <p>1 (略)</p> <p>2 人員に関する基準（基準第157条・第158条）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 計画作成担当者</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 計画作成担当者は、介護支援専門員である者及び介護支援専門員でない者のいずれについても、<u>痴呆介護実務者研修（「痴呆介護研修事業の実施について」（平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知）及び「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」（平成12年10月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）に基づく痴呆介護実務者研修をいう。以下同じ。）のうち基礎課程を修了している者でなければならない。</u></p> <p>なお、この研修は、従来から計画作成担当者に修了を義務づけているものであり、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第28号。以下「平成15年改正省令」という。）による改正によって、既にこれを修了している者に新たな受講を義務づけるものではない。</p>	<p>第12 痴呆対応型共同生活介護</p> <p>1 (略)</p> <p>2 人員に関する基準（基準第157条・第158条）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 計画作成担当者</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 計画作成担当者は、介護支援専門員である者及び介護支援専門員でない者のいずれについても、<u>別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。</u></p> <p>なお、この研修は、従来から計画作成担当者に修了を義務づけているものであり、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第28号。以下「平成15年改正省令」という。）による改正によって、既にこれを修了している者に新たな受講を義務づけるものではない。</p>

⑦ (略)

⑧ 計画作成担当者は、上記⑥の研修に加え、痴呆介護実務者研修のうち専門課程を受講するよう努めるものとする。

⑨ 計画作成担当者は、利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできるものとする。

(3) 管理者

短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第10の1の(5)を参照されたい。なお、一の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合、それぞれの共同生活住居の管理上支障がない場合は、同一事業所の他の共同生活住居との兼務もできるものとする。また、管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設等の職員又は訪問介護員等として、3年以上痴呆性高齢者の介護に従事した経験を有する者等適切な指定痴呆対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であることが必要である。

さらに、管理者としての資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に管理者の変更の届出を行う場合を含む。）に痴呆介護実務者研修のうち基礎課程を修了しているものとするが、この研修は、従来から管理者に修了を義務づけているものであり、平成15年改正省令による改正によって、既にこれを修了している者に新たな受講を義務づけるものではない。

なお、平成14年8月9日に現に存する指定痴呆対

⑦ (略)

⑧ 計画作成担当者は、利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできるものとする。

(3) 管理者

短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第10の1の(5)を参照されたい。なお、一の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合、それぞれの共同生活住居の管理上支障がない場合は、同一事業所の他の共同生活住居との兼務もできるものとする。また、管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設等の職員又は訪問介護員等として、3年以上痴呆性高齢者の介護に従事した経験を有する者等適切な指定痴呆対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であることが必要である。

さらに、管理者としての資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に管理者の変更の届出を行う場合を含む。）に別に定める研修を修了しているものとするが、この研修は、従来から管理者に修了を義務づけているものであり、平成15年改正省令による改正によって、既にこれを修了している者に新たな受講を義務づけるものではない。

なお、平成14年8月9日に現に存する指定痴呆対

応型共同生活介護事業所の共同生活住居において管理者の職務に従事している者は、平成15年6月30日までの間は、当該研修を修了していなくても、引き続き当該共同生活住居において当該職務に従事することができるものとする。

### 3 設備に関する基準（基準第159条）

#### (1) 事業所

1の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合には、2つまでに限られるものであるが、平成15年4月1日に現に2を超える共同生活住居を設けているもの（同日に現に2を超える共同生活住居を建築中のものを含む。）については、当分の間、当該共同生活住居を有することができるものとする。この場合において、平成14年度及び平成15年度の国庫補助協議に係るものなど、平成15年4月1日に現に基本設計が終了している事業所又はこれに準ずると認められるものについても、同日に現に「建築中のもの」として取り扱って差し支えない。なお、「これに準ずると認められるもの」とは、平成15年4月1日に現に指定痴呆対応型共同生活介護の事業を行う事業者が確定しており、かつ、当該事業者が当該事業の用に供する用地を確保しているものであって、平成15年度中に確実に建物の着工が見込まれる程度に具体的な構想に至っていると都道府県知事が認めるものをいうものとする。

1の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合であっても、居間、食堂及び台所については、それぞれ共同生活住居ごとの専用の設備でなければならない。また、併設の

応型共同生活介護事業所の共同生活住居において管理者の職務に従事している者は、平成15年6月30日までの間は、当該研修を修了していなくても、引き続き当該共同生活住居において当該職務に従事することができるものとする。

### 3 設備に関する基準（基準第159条）

#### (1) 事業所

1の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合には、2つまでに限られるものであるが、平成15年4月1日に現に2を超える共同生活住居を設けているもの（同日に現に2を超える共同生活住居を建築中のものを含む。）については、当分の間、当該共同生活住居を有することができるものとする。この場合において、平成14年度及び平成15年度の国庫補助協議に係るものなど、平成15年4月1日に現に基本設計が終了している事業所又はこれに準ずると認められるものについても、同日に現に「建築中のもの」として取り扱って差し支えない。なお、「これに準ずると認められるもの」とは、平成15年4月1日に現に指定痴呆対応型共同生活介護の事業を行う事業者が確定しており、かつ、当該事業者が当該事業者が当該事業の用に供する用地を確保しているものであって、平成15年度中に確実に建物の着工が見込まれる程度に具体的な構想に至っていると都道府県知事が認めるものをいうものとする。

1の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合であっても、居間、食堂及び台所については、それぞれ共同生活

事業所において行われる他のサービスの利用者がこれらの設備を共用することも原則として不可とする。ただし、併設の事業所において行われる通所介護が、指定痴呆対応型共同生活介護の利用者が日常的に利用するものであって、かつ、家庭的な環境を維持できるよう18名程度までの利用者に対して行われるものであれば、指定痴呆対応型共同生活介護を地域に開かれたものとするために有効であると考えられることから、共同生活住居における利用者の生活に支障のない範囲で通所介護の利用者が共用することができるものとする。

なお、それぞれの共同生活住居に対し、緊急時に速やかに対処できる距離、位置関係にあるなど、管理上特に支障がないと認められる場合は、事務室、宿直室については兼用であっても差し支えない。

(2)～(4) (略)

#### 4 運営に関する基準

(1)～(3) (略)

##### (4) 指定痴呆対応型共同生活介護の取扱方針

①～③ (略)

④ 同条第7項は、指定痴呆対応型共同生活介護事業者は、各都道府県の定める基準に基づき、まず自ら評価を行った上で、各都道府県が選定した評価機関の実施するサービス評価を受け、その評価結果を踏まえて総合的な評価を行い、常にその提供する指定痴呆対応型共同生活介護の質の改善を図らなければならないこ

住居ごとの専用の設備でなければならない。また、併設の事業所において行われる他のサービスの利用者がこれらの設備を共用することも原則として不可とする。ただし、併設の事業所において行われる通所介護が、指定痴呆対応型共同生活介護の利用者が日常的に利用するものであって、かつ、家庭的な環境を維持できるよう18名程度までの利用者に対して行われるものであれば、指定痴呆対応型共同生活介護を地域に開かれたものとするために有効であると考えられることから、共同生活住居における利用者の生活に支障のない範囲で通所介護の利用者が共用することができるものとする。

なお、それぞれの共同生活住居に対し、緊急時に速やかに対処できる距離、位置関係にあるなど、管理上特に支障がないと認められる場合は、事務室、宿直室については兼用であっても差し支えない。

(2)～(4) (略)

#### 4 運営に関する基準

(1)～(3) (略)

##### (4) 指定痴呆対応型共同生活介護の取扱方針

①～③ (略)

④ 同条第7項は、指定痴呆対応型共同生活介護事業者は、各都道府県の定める基準に基づき、まず自ら評価を行った上で、各都道府県が選定した評価機関の実施するサービス評価を受け、その評価結果を踏まえて総合的な評価を行い、常にその提供する指定痴呆対応型共同生活介護の質の改善を図らなければならないこ

とを規定したものである。また、評価の実施を担保する観点から、それらの結果を入居（申込）者及びその家族に対して開示しなければならないこととする。

(5)～(6) (略)

(7) 社会生活上の便宜の提供等

①～② (略)

③ 同条第3項は、指定痴呆対応型共同生活介護事業者は、利用者の家族に対し、当該共同生活住居の会報の送付、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。また、利用者と家族の面会の場所や時間等についても、利用者やその家族の利便を図るものとする。さらに、家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、その立地について、住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあることが市町村により確認されていることとする。

なお、平成16年2月1日に現に存する指定痴呆対応型共同生活介護事業所の共同生活住居（建築中のものを含む。）については、当分の間、なお従前の例により運営できるものとする。この場合において、「建築中のものを含む」としている趣旨は、1の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合について上記3(1)にあるものと同様である。

(8)～(11) (略)

とを規定したものである。

(5)～(6) (略)

(7) 社会生活上の便宜の提供等

①～② (略)

③ 同条第3項は、指定痴呆対応型共同生活介護事業者は、利用者の家族に対し、当該共同生活住居の会報の送付、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。また、利用者と家族の面会の場所や時間等についても、利用者やその家族の利便を図るものとする。さらに、家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、特別養護老人ホーム等に併設したものではない単独型の共同生活住居については、次の地域のいずれかの中にあることが市町村により確認されていることとする。

イ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の用途地域が定められた地域(工業地域及び工業専用地域が定められた地域を除く。)

ロ 用途地域が定められていない地域の中で、幹線道路沿いや駅前、又は農山村等の集落地域内である場合等、地域の住宅地の中にあるのと同程度に家族や地域との交流が確保されていると認められる地域

(8)～(11) (略)

## (12) 調査への協力等

基準第172条の2は、利用者が痴呆性高齢者であることや指定痴呆対応型共同生活介護の事業が小規模であること等から、利用者からの苦情がない場合にも、市町村が定期的又は随時に調査を行うこととし、指定痴呆対応型共同生活介護事業者は、市町村の行う調査に協力し、市町村の指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならないこととしたものである。

市町村は、妥当適切な指定痴呆対応型共同生活介護が行われているか確認するために定期的又は随時に調査を行い、基準を満たさない点などを把握した場合には、適宜都道府県に連絡をとるなど適切に対応するものとする。

また、市町村は、都道府県知事が法第70条第1項に基づく指定を行う上で確認すべき事項については、意見書を提出するものとする。(意見書の様式等については別に定める。)

指定痴呆対応型共同生活介護事業者は、市町村に対し、当該事業所の運営規程の概要や勤務体制、管理者及び計画作成担当者等の資格や研修の履修状況、利用者が負担する料金等の情報について提出するものとする。さらに、指定痴呆対応型共同生活介護事業者は、当該情報について自ら一般に公表するよう努めるものとする。(具体的な情報公開の項目については、別に定める。)

なお、市町村に対して提出する情報公開の項目は、指定の申請の際に都道府県知事に提出するとともに、施行規則第131条第1項第10号に該当する事項及び計画作成

## (12) 調査への協力等

基準第172条の2は、利用者が痴呆性高齢者であることや指定痴呆対応型共同生活介護の事業が小規模であること等から、利用者からの苦情がない場合にも、市町村が定期的又は随時に調査を行うこととし、事業者は、市町村の行う調査に協力し、市町村の指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならないこととしたものである。

市町村は、妥当適切な指定痴呆対応型共同生活介護が行われているか確認するために定期的又は随時に調査を行い、基準を満たさない点などを把握した場合には、適宜都道府県に連絡をとるなど適切に対応するものとする。

また、市町村は、都道府県知事が法第70条第1項に基づく指定を行う上で確認すべき事項については、意見書を提出するものとする。(意見書の様式等については別に定める。)

さらに、事業者は、市町村に対し、当該事業所の運営規程の概要や勤務体制、管理者等の資格や研修の履修状況等の情報について提出するとともに、自ら一般に公表するよう努めるものとする。(具体的な情報公開の項目については、別に定める。)

なお、市町村に対して提出する情報公開の項目は、指定の申請の際に都道府県知事に提出するとともに、施行規則第131条第1項第10号に該当する事項及び計画作成担当者の氏名に変更があった場合には10日以内に届出が必要があるほか、届出の対象にならない事項も含め、少なくとも1年のうち一定の時期に1度(例えば各年度

担当者の氏名に変更があった場合には10日以内に届け出る必要があるほか、届出の対象にならない事項も含め、少なくとも1年のうち一定の時期に1度（例えば各年度末）情報を更新し、都道府県知事に提出するものとする。

(13)～(14) (略)

末）情報を更新し、都道府県知事に提出するものとする。

(13)～(14) (略)